

8企財第 291 号
令和 8 年 5 月 1 日

宇美町総合計画審議会会長 様

宇美町長 安川 茂伸



第7次宇美町総合計画後期実践計画の策定について（諮問）

宇美町総合計画審議会規則（昭和45年宇美町規則第1号）第2条の規定に基づき、第7次宇美町総合計画後期実践計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。